

## 特別養護老人ホーム 春日の里 ショートステイ

(事業所番号1070100563)

## 1. 介護保険適用時の基本料金 (併設型・空床型 多床室10床)

(1単位:10.17円)

介護度	基本サービス費 (併設短期入所生活Ⅱ)		サービス体制強化加算Ⅰイ	夜勤職員配置加算Ⅰ	1日あたりの自己負担合計金額
	基本料金	自己負担額	自己負担額	自己負担額	
要支援1	4,370	437	18	—	455単位/日
要支援2	5,430	543	18	—	561単位/日
要介護1	5,840	584	18	13	615単位/日
要介護2	6,520	652	18	13	683単位/日
要介護3	7,220	722	18	13	753単位/日
要介護4	7,900	790	18	13	821単位/日
要介護5	8,560	856	18	13	887単位/日

## &lt;サービスの実施に伴い加算される費用&gt;

サービス内容	自己負担額	加算内容
サービス体制強化加算Ⅰイ	18単位/日	介護福祉士の割合が60%以上配置
夜勤職員配置加算Ⅰ	13単位/日	夜勤職員配置基準数を上回る加算
療養食加算 (必要な方のみ)	8単位/1回 (1食あたり)	療養食の提供にかかる加算
送迎加算 (片道1回)	184単位/1回	施設送迎利用時にかかる加算
緊急短期入所受入加算 (緊急時・要介護のみ)	90単位/日 (7日間、やむを得ない事情の場合14日間)	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所を緊急に行った場合
認知症行動心理状況緊急対応加算 (緊急時)	200単位/日 (7日間)	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断した場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ (基本料金を算定した単位数の1,000分の83 (8.3%) に相当する単位数)		介護職員の賃金改善を実施している加算

※長期利用者 (自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者) の基本料金 △30単位/日

※地域加算 (前橋市) 1単位=10.17円

※一定以上所得がある方は介護保険の自己負担額が2割又は3割負担となります。

## 2. 食費・滞在費の費用

## (1) 介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	利用金額
食事の提供に要する費用	1,380円 (朝300円、昼600円、夕480円)
滞在に要する費用 (多床室)	840円/日

## (2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	利用金額	
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	300円/日
	第2段階認定者	390円/日
	第3段階認定者	650円/日
滞在に要する費用 (多床室) (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	なし
	第2段階認定者	370円/日
	第3段階認定者	370円/日

特別養護老人ホーム 春日の里 ユニット型 ショートステイ  
(事業所番号 1070105661号)

## 1. 介護保険適用時の基本料金 (併設ユニット型・空床型 ユニット型個室10床)

(1単位: 10.17円)

介護度	基本サービス費 (併設型ユニット型短期入所生活Ⅰ)		サービス体制強化 加算Ⅱ	1日あたりの自己負担 合計金額
	基本料金	自己負担額	自己負担額	
要支援1	5,120	512	6	518単位/日
要支援2	6,360	636	6	642単位/日
要介護1	6,820	682	6	688単位/日
要介護2	7,490	749	6	755単位/日
要介護3	8,220	822	6	828単位/日
要介護4	8,890	889	6	895単位/日
要介護5	9,560	956	6	962単位/日

## &lt;サービスの実施に伴い加算される費用&gt;

サービス内容	自己負担額	加算内容
サービス体制強化加算Ⅱ	6単位/日	常勤職員の割合が75%以上配置
療養食加算 (必要な方のみ)	8単位/1回(1食あたり)	療養食の提供にかかる加算
送迎加算 (片道1回)	184単位/1回	施設送迎利用時にかかる加算
緊急短期入所受入加算 (緊急時・要介護のみ)	90単位/日 (7日間、やむを得ない事情の場合 14日間)	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所を緊急に行った場合
認知症行動心理状況緊急対応加算 (緊急時)	200単位/日 (7日間)	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断した場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ (基本料金を算定した単位の83 (8.3%) に相当する単位数)		介護職員の賃金改善を実施している加算

※長期利用者 (自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者) の基本料金 △30単位/日

※地域加算 (前橋市) 1単位=10.17円

※一定以上所得がある方は介護保険の自己負担額が2割又は3割負担となります。

## 2. 食費・滞在費の費用

## (1) 介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	利用金額
食事の提供に要する費用	1,380円 (朝300円、昼600円、夕480円)
滞中に要する費用 (ユニット型個室)	1,970円/日

## (2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	利用金額	
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	300円/日
	第2段階認定者	390円/日
	第3段階認定者	650円/日
滞中に要する費用 (ユニット型個室) (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者	820円/日
	第2段階認定者	820円/日
	第3段階認定者	1,310円/日